

はじめに

現在、「まちづくり三法」(中心市街地活性化法(注)、大規模小売店舗立地法、都市計画法)の見直しが行われている。従来、大規模小売店舗の出店の在り方を律する法的枠組みは、「大型店対中小店」という問題から、「中心市街地対郊外」というまちづくり全体に関する立地場所の問題に変化してきたこと、規制緩和や地方分権といった国内外の環境が変化したことなどを受け、平成10年に大きく転換された。

しかしながら、その後の7年間の状況を見ると、中心市街地の状況は必ずしも改善しているとは言いがたいと感じられる。

私達、静岡県支部が平成16年度マスターセンター補助事業として実施した「静岡県における都市の中心市街地活性化手法に関する調査研究」報告書にも書かれているように、中心市街地が衰退することに伴い、「コミュニティの危機」とも言える構造的な停滞感・閉塞感をもたらしていると感じられる。

静岡県内においても、郊外に大規模なショッピングセンターの進出により、競争力を失った既存デパートが閉鎖され、その跡地はシャッター通りに変り、市街地からは人通りが消えてしまっている状況である。しかし、中心市街地のおかれた状況は多様であり、中には顧客・住民ニーズを見事に実現したことによりにぎわいにあふれた中心市街地が存在する一方、多くの中心市街地においてはにぎわいを取り戻すどころか、むしろ衰退していることが確認されている。

これから我が国は人口減少社会へと突入するのである。2007年、早ければ2006年にも人口が減少すると予測されているが、人口減少、高齢化によってまちの担い手が減少・高齢化し、更に車社会の進展等に伴って住民同士の顔なじみの関係が薄れる中では、当該地域固有の「社会・文化の継承」はもとより、顔なじみ同士の協力関係である「コミュニティの維持」にも悪影響を及ぼし得る。

我々の生活の舞台である「まち」に活性化を与え賑わいを創出ってくれる個店こそ「輝いている店」として捉えていくことが極めて重要であり、我々、中小企業診断士は本調査事業を通じてまとめあげることによって、現在頑張っている店への励みとなるように提言する次第である。本報告書は、21世紀の我が国が人口減少社会という課題を克服し、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を実現するための、第一歩である輝く個店づくりに貢献できることを期待している次第である。

(注)

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」

社団法人 中小企業診断協会静岡県支部

平成17年度「支部における調査研究」事業担当チーム

代表 大石 育三